

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ × 2 - 受入経過利子に相当する金額)

には一円とする。ただし、受
個人向け国債の発行等に關する省令は、
第六十八号（平成十四年財務省令
第十二条）に規定する受入経過利子が発
生しない銘柄については零と
する（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

365

(三) 平成二十九年八月十五日以

後の場合は、金額十経過利子に相当する金額一利子に相当する金額

十七 中途換金の特例

(昭和二十九年法律第七十三号) 第二十二条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。) が、死亡したときにはその相続

（一）にのもの区により算出した金額とする。算式次
第 二 百 五 十 二 条 の 十 九 第 一 項 の 指 定 都 市 に あつては、当該市又は当該都市の区とする。（昭和二年法律第六十七号）による
（二）の場合の額る金額するする金額）
（二）の場合の額る金額するする金額）

払元
場利所
金支

日本銀行